

(仮称) 深谷通信所跡地公園整備事業
(仮称) 深谷通信所跡地墓園整備事業
環境影響評価方法書に関する補足資料

<補足資料内容>

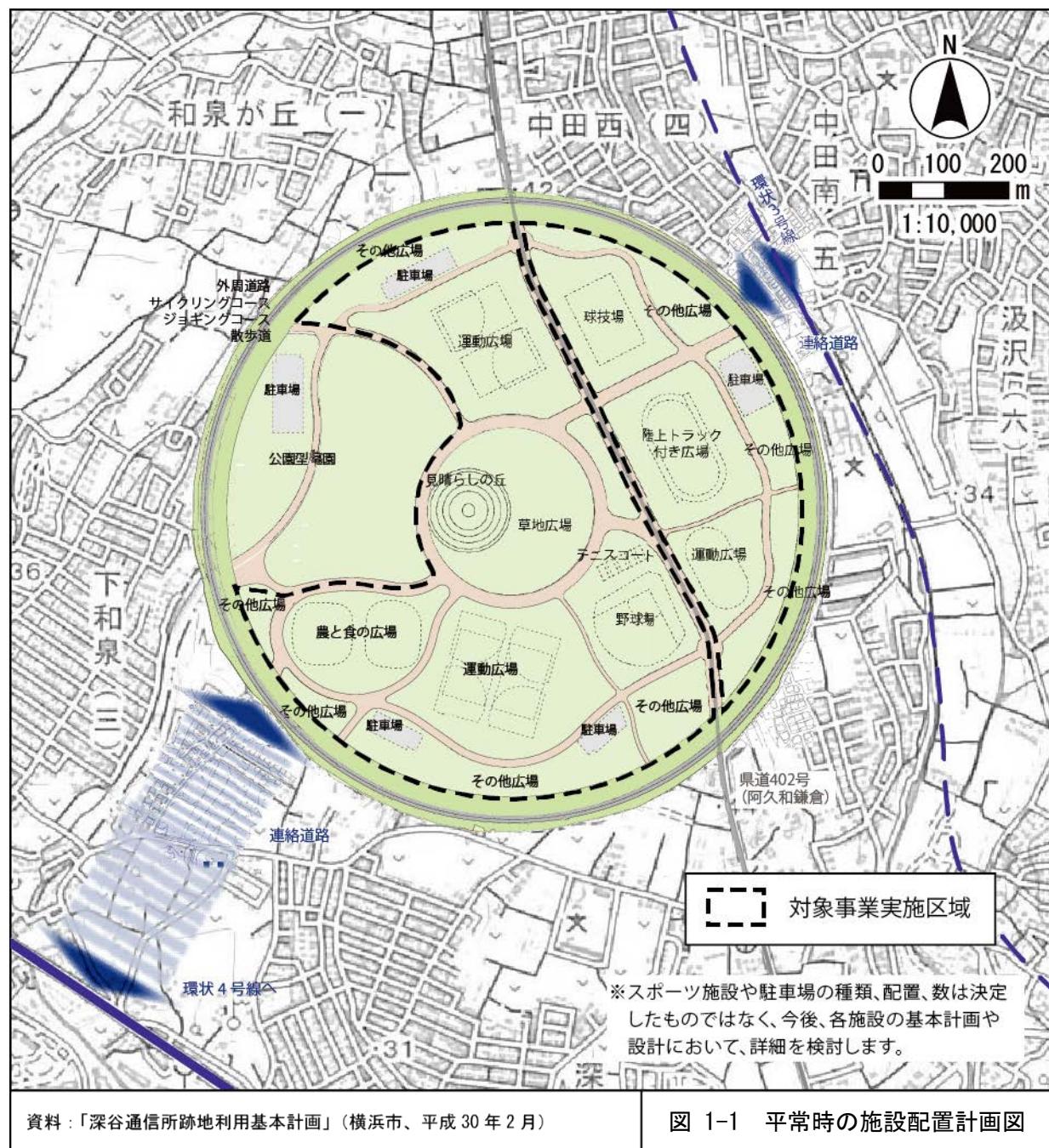
1 施設配置計画及び緑地計画について.....	1
2 河川（水路）の切り回し及び暗渠化について.....	2
3 グリーンインフラについて.....	2
4 対象事業実施区域に隣接する道路について.....	3
5 動物の調査地点について.....	4
6 産業廃棄物最終処分場の情報について.....	8
7 交通ネットワークについて.....	10
8 景観の調査地点について.....	12
9 触れ合い活動の場の調査地点について.....	14

令和3年11月
横浜市

1 施設配置計画及び緑地計画について

緑地計画の具体化に当たっては、自然環境調査の結果を踏まえ、草地広場等の草地環境の配置や規模を検討します。様々な工夫を行いながら、草地環境を確保し、効果的に配置できるよう検討します。公園整備事業及び墓園整備事業における緑地計画の詳細は、準備書にて示します。

なお、現時点での施設配置計画は、方法書にも示している図 1-1 のとおりですが、整備方針の「豊かな自然環境の創出」や公園エリアの中の自然と人との距離を保った場所については、上記の考えに従い、今後、詳細に検討し、準備書にて示します。



2 河川（水路）の切り回し及び暗渠化について

河川（水路）は、旧深谷通信所の土地やその周辺エリアに降った雨水を下流の河川（水路）に送る役割を担うために設けられているものです。

深谷通信所跡地の区域外を起点とし、区域内を通り、下流部で「宇田川」に合流しています。（方法書P3-74 図3.2.10.2 参照）

対象事業実施区域は、災害時には広域避難場所や応援活動拠点、地域の利用エリア等に活用する計画としていますので、一体的な広い平場が必要であることから、河川（水路）を切り回し、埋め立てを行うことで上部の土地を有効活用することとしました。

対象事業実施区域内の河川（水路）は外周道路の地下に設ける暗渠管に切り回す計画で、対象事業実施区域境界付近の既存の下流の河川（水路）に合流する計画で検討を進めています。なお、設計・施工等は調整を図りながら進めます。

また、現在の河川（水路）は、埋め立てる計画ですが、同じ場所に有孔管で暗渠排水を設ける等、地下水の水位変動ができる限り少なくなる対策を検討します。

なお、「横浜市墓地等の経営の許可等に関する条例（以下、「経営許可条例」という。）」第10条に係る審査基準【※】により、河川（水路）で墓地の敷地が分断されることは経営許可上、認められていないという点においても、河川（水路）の切り回し、暗渠化、埋め立てが望ましいと考えます。

【※】経営許可条例第10条審査基準

「墓地の構造設備のうち、墳墓区域、緑地、駐車場、管理事務所、給水設備、ごみ集積設備及び便所は、公道等で分断されていない墓地区域内に設置すること」→「公道等」に水路を含む

3 グリーンインフラについて

公園整備事業の具体的な緑化計画は、導入施設の規模、配置及び自然環境調査結果を踏まえて進めため、現在検討中です。公園整備事業方法書P2-28、墓園整備事業方法書P2-27（「2.4.6 生物多様性の保全」）でも記載していますとおり、現段階では、緑地計画として、草地環境の再生、既存樹木の移植、植栽樹種として郷土種の選定及び建物や駐車場等も含めた積極的な緑化を計画し、今後実施する環境影響評価を踏まえ、準備書にて示します。これらを通じて、公園整備事業に係るグリーンインフラの具体的な検討を進め、地下水の涵養や生態系への貢献につながる考え方を準備書にて示します。その際、都市公園として当然必要と考える緑陰やヒートアイランド対策など利用者の快適な環境の提供も併せて検討し、準備書にて示します。

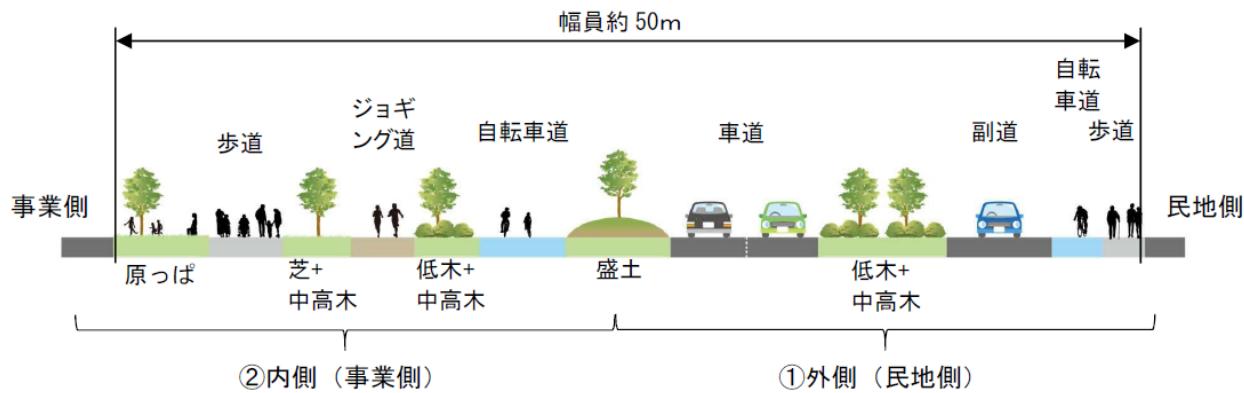
また、墓園整備事業も公園整備事業と同様に、墓園整備事業に係るグリーンインフラの具体的な検討を進め、準備書にて示します。

なお、緑地計画に関しては、公園整備事業と墓園整備事業を統合して、グリーンインフラを活用した対象事業実施区域の将来像を準備書審議の際には提示します。

4 対象事業実施区域に隣接する道路について

(1) 県道 402 号(阿久和鎌倉)の幅員について

対象事業実施区域に接する県道 402 号(阿久和鎌倉)の幅員は、11m(車道 2 車線)～16m(車道 2 車線及びバス停)です。なお、幅員約 50m の外周道路の横断構成は、方法書 P2-15(図 2.3.6 参照)に示すとおりです。



資料:「深谷通信所跡地利用基本計画」(横浜市、平成 30 年 2 月)

図 4-1 外周道路の横断構成図

(2) 外周道路・連絡道路の取扱について

横浜市環境影響評価条例施行規則では、道路の建設について、道路交通法の道路(新設・改築)で、車線等数の数が 4 以上であるものと定めています。

深谷通信所跡地利用に係る外周道路、連絡道路は 2 車線で計画しており、道路単独ではいずれもアクセス対象とはなりません。

一方、横浜市環境影響評価条例第 2 条第 1 号では、事業について、「特定の目的のために行われる一連の土地の形状の変更(これと併せて行うしゅんせつを含む。)並びに工作物の新設及び増改築をいう。」と定義しています。

外周道路については、①公園、墓園と同様に国有地を取得して整備するという深谷通信所跡地利用基本計画が策定済であること、②墓園の接道要件として外周道路整備は一体不可分で進めることにより、上記「特定の目的のために行われる一連の土地の形状の変更」に該当するため、事業に含めています。

しかし、連絡道路については、①民間所有地買収の目途、位置、工事着手時期、工事期間、供用時期等の計画が未確定であること、②連絡道路の有無によらず、公園・墓園の整備が可能であることにより、上記「一連の土地の形状の変更」に該当しないため、事業に含めていません。

従って、連絡道路は、別事業として整備します。

5 動物の調査地点について

(1) 哺乳類調査地点（トラップ位置）

哺乳類調査では、深谷通信所跡地全域とした任意観察法・フィールドサイン法のほかにトラップを使用し、当該地域における哺乳類相を把握します。トラップの位置は表 5.1 及び図 5-1 に示すとおりです。

表 5.1 哺乳類調査地点（トラップ位置）の概要

地点	地点の概要	対象とする環境
st-1	調査地域の林縁環境を代表する地点。樹林（クヌギーコナラ群集）及び芝地や草地に生息する種を確認できる。地点の北側には湧水地、東側には河川（水路）が存在する。	①、②、④、⑤
st-2	調査地域の草地～樹林に生息する種を確認できる。地点の西側には河川（水路）が存在する。	①、③、④
st-3	草地環境を代表する地点で、低茎～高茎草地周辺に生息する種を確認できる。	②、③
st-4	調査地域北東部に存在する湿性草地周辺（春夏季のみ）に生息する種を確認できる。	④、⑤
st-5	調査地域南側に存在する落葉広葉樹林内に生息する種を確認できる。	①、⑤

調査地域の代表的な環境：①小規模樹林地 ②芝地、畑地、耕作放棄地等の低茎草地

③高茎草地
④湧水地等の小規模水域 ⑤住宅地



図 5-1 哺乳類調査地点（トラップ位置）の位置

(2) 鳥類調査地点 (スポットセンサス位置 (st-1～st-3) 及びラインセンサスルート位置 (L-1～L-3))

鳥類調査では、スポットセンサス及びラインセンサスにより当該地域における鳥類相を把握します。スポットセンサス及びラインセンサスの位置は表 5.2 及び図 5-2 に示すとおりです。

表 5.2 鳥類調査地点の概要

地点	地点の概要	対象とする環境
L-1 st-1	調査地域西部の樹林環境を含むラインで、樹林（クヌギーコナラ群集）及び周辺の芝地等の環境を選好する種を確認できる。	①、②、④
L-2 st-2	調査地域の草地から樹林環境を選好する種を確認できる。	①、③、④
L-3 st-3	調査地域東部の草地環境を代表する地点で、高茎草地・草地を選好する種を確認できる。	②、③、⑤

調査地域の代表的な環境：①小規模樹林地 ②芝地、畑地、耕作放棄地等の低茎草地 ③高茎草地
 ④湧水地等の小規模水域 ⑤住宅地



図 5-2 鳥類調査地点の位置

(3) 昆虫類調査地点（トラップ位置）

昆虫類調査では、深谷通信所跡地全域とした直接観察及び採取のほかにライトトラップ法、ベイトトラップ法によるトラップ調査を実施し、当該地域における昆虫類相を把握します。ライトトラップ及びベイトトラップの位置は表 5.3 及び図 5-3 に示すとおりです。なお、各地点でライトトラップ、ベイトトラップの両方の調査を実施します。

表 5.3 昆虫調査地点（トラップ位置）の概要

地点	地点の概要	対象とする環境
st-1	調査地域の林縁環境を代表する地点。周辺の樹林（クヌギーコナラ群集）及び芝地や草地に生息する飛翔性昆虫・地表徘徊性昆虫を確認できる。地点の北側には湧水地、東側には河川（水路）が存在する。	①、②、④、⑤
st-2	調査地域の草地～樹林に生息する飛翔性昆虫・地表徘徊性昆虫を確認できる。地点の西側には河川（水路）が存在する。	①、③、④
st-3	草地環境を代表する地点で、低茎～高茎草地周辺に生息する飛翔性昆虫・地表徘徊性昆虫を確認できる。	②、③
st-4	調査地域北東部に存在する湿性草地周辺（春夏季のみ）に生息する飛翔性昆虫・地表徘徊性昆虫を確認できる。	④、⑤
st-5	調査地域南側に存在する落葉広葉樹林内に生息する飛翔性昆虫・地表徘徊性昆虫を確認できる。	①、⑤

調査地域の代表的な環境：①小規模樹林地 ②芝地、畑地、耕作放棄地等の低茎草地 ③高茎草地
④湧水地等の小規模水域 ⑤住宅地



図 5-3 昆虫類調査地点（トラップ位置）の位置

(4) 水生生物（底生動物）調査地点

水生生物（底生動物）調査として、図 5-5 に示す箇所で直接観察及び採取により、水生生物（底生動物）の生息状況を把握します。

なお、st-4 は st-2 のような河川（水路）ではなく、右の写真に示すとおり、U字の側溝となっています。



図 5-4 st-4（側溝）の状況

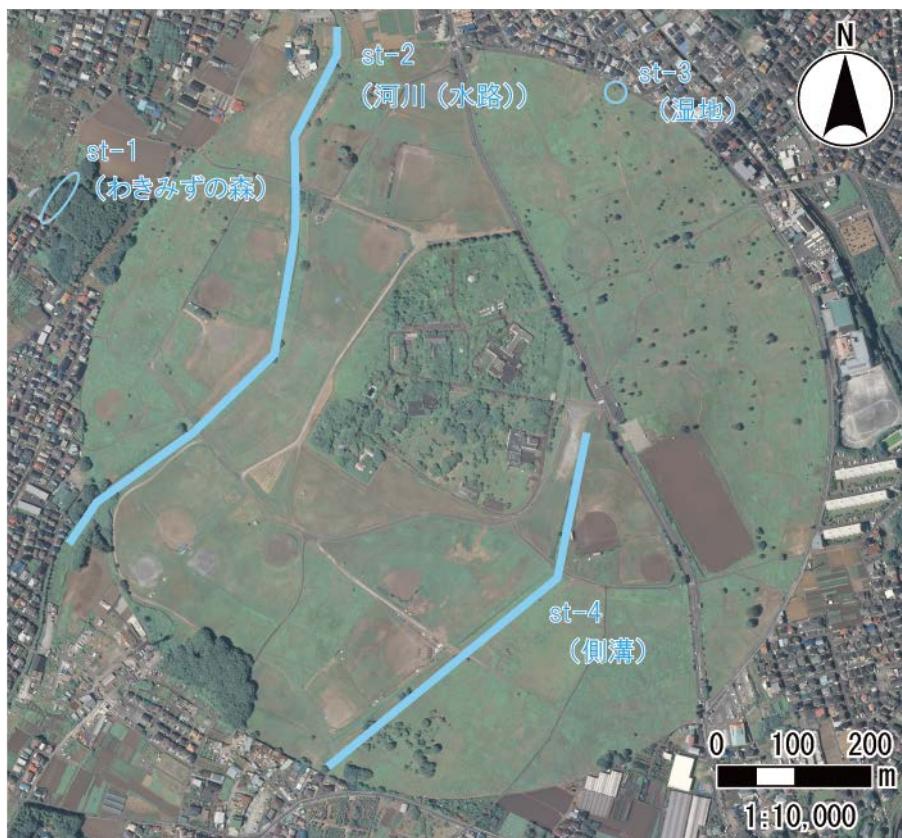


図 5-5 水生生物（底生動物）調査地点の位置

(5) 両生類、爬虫類調査地点

両生類、爬虫類調査の調査地域は深谷通信所跡地全域とし、全域を踏査して両生類・爬虫類の生息状況について把握します。

6 産業廃棄物最終処分場の情報について

産業廃棄物最終処分場の埋立終了年月日、廃止年月日、取り扱われた廃棄物の種類は表 6.1に、産業廃棄物最終処分場跡地の指定区域は、図 6-1に示すとおりです。

なお、取り扱われた廃棄物の種類については方法書資料編P 資料 6 にも記載しているほか、土質調査として実施したボーリングの調査結果を方法書資料編P 資料 8～資料 26 に記載しています。

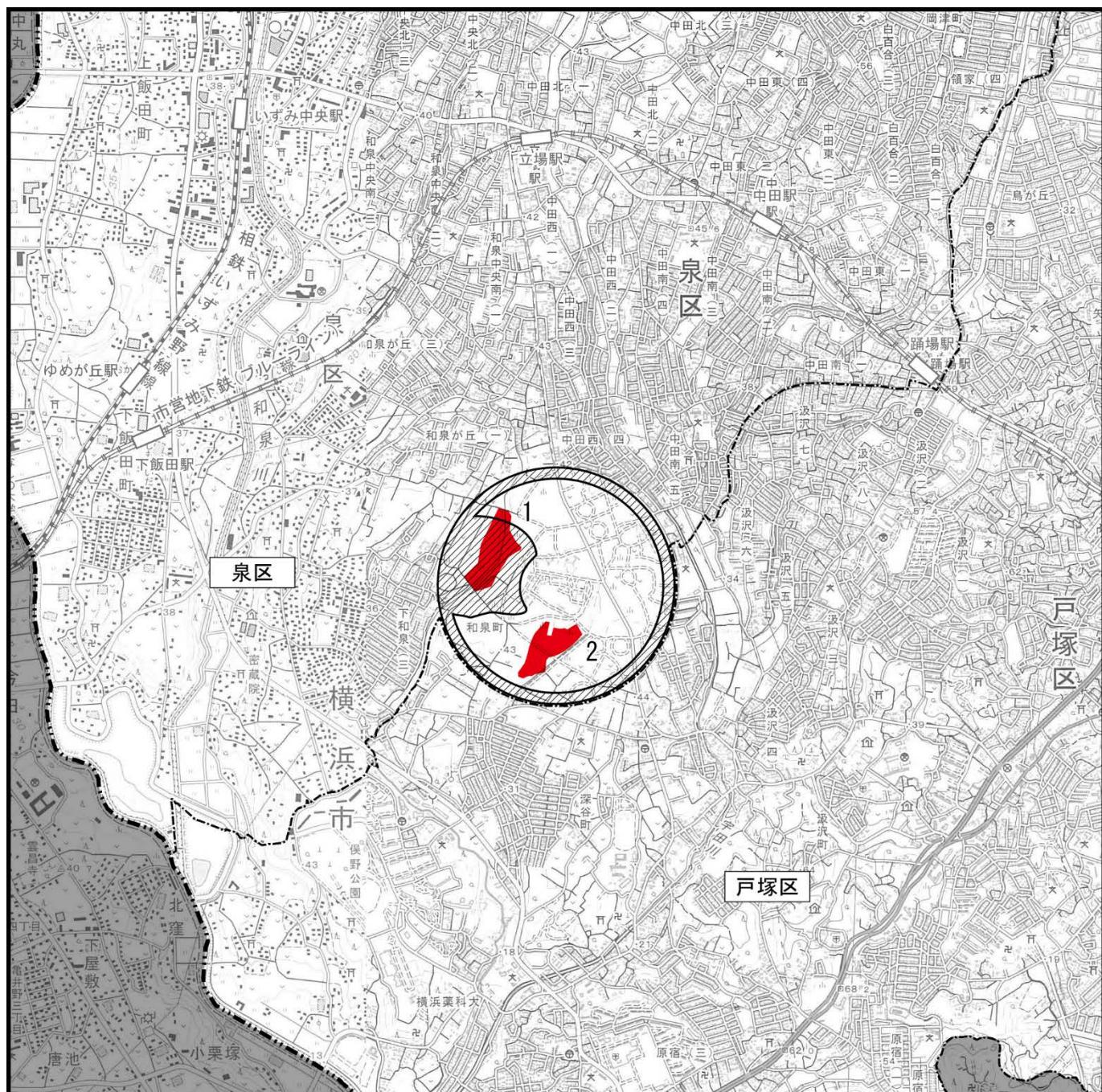
表 6.1 産業廃棄物最終処分場について

番号	整理番号	埋立終了年月日	廃止年月日	指定年月日	所在地 (代表地番)	面積 (m ²)	容量 (m ³)	取り扱われた 廃棄物の種類
1	20008006	昭和 62 年 3 月 31 日	平成 17 年 4 月 25 日	平成 20 年 9 月 25 日	泉区和泉町 7910 番ないし 8174 番 の一部ほか	33,345	258,455	金属くず・ゴムくず・ 建設廃材・廃プラスチック類・ガラスくず及び陶磁器くず・鉱さい (鋳物砂)
2	20100003	昭和 57 年 12 月	昭和 60 年 5 月 1 日	平成 22 年 8 月 25 日	泉区和泉町 7910 番ないし 8174 番 の一部ほか	24,016	185,274	金属くず・ゴムくず・ 建設廃材・廃プラスチック類・ガラスくず及び陶磁器くず・鉱さい (鋳物砂)

資料：「指定区域台帳」(横浜市、令和 3 年 10 月調べ)

「指定区域台帳」(横浜市、令和 3 年 10 月調べ)

「旧深谷通信所(26)土壤汚染調査（資料等調査）報告書」(南関東防衛局、平成 29 年 3 月)



凡 例

■ : 対象事業実施区域

- - - : 市 境

- - - - : 区 境

■ : 産業廃棄物最終処分場の跡地の指定区域



0 250 500 1,000
m

1:25,000

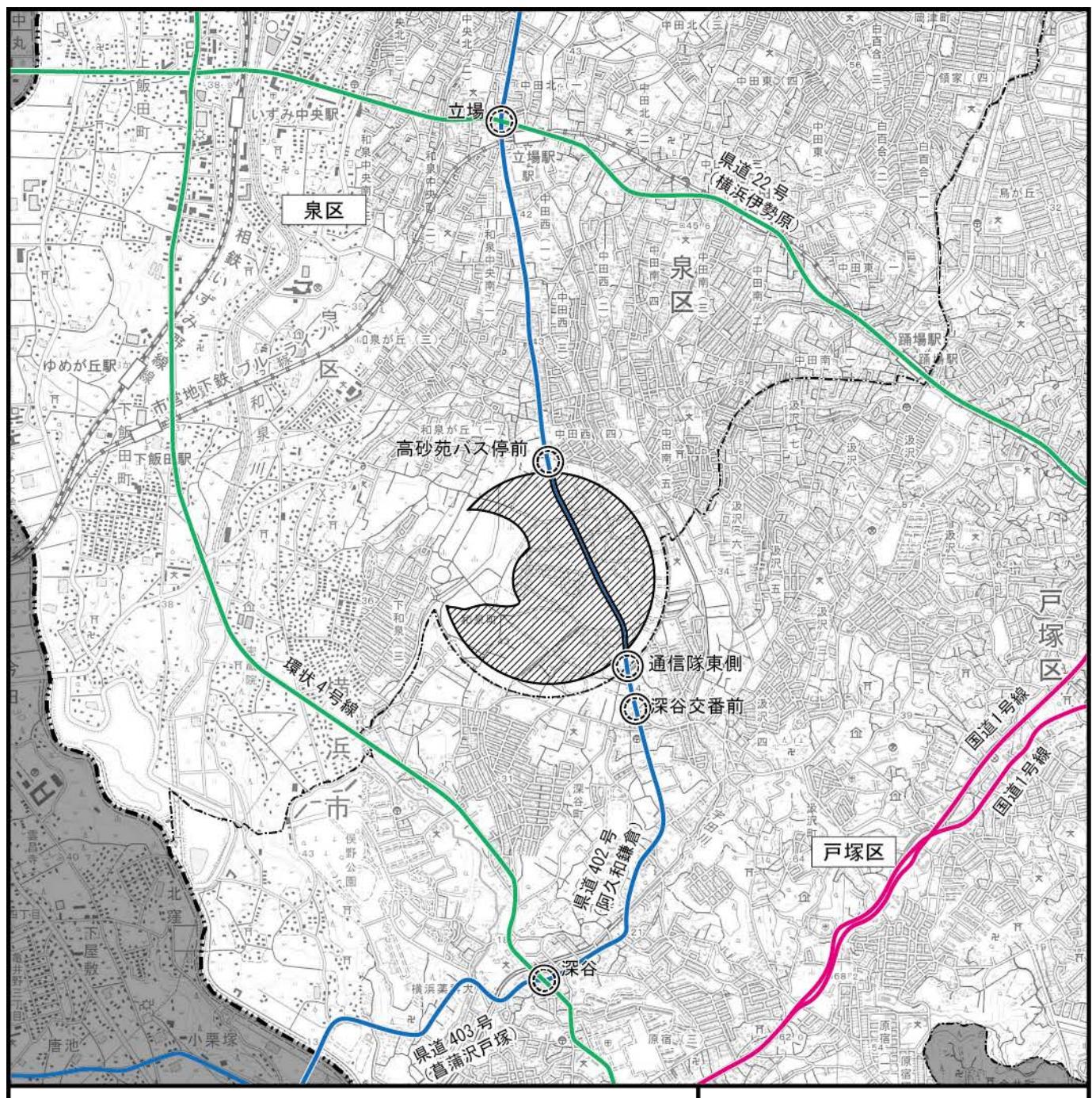
資料：「平成 30 年度深谷通信所跡地利用事業化検討業務委託 報告書」
(横浜市政策局基地対策課、平成 31 年 3 月)

図 6-1 産業廃棄物最終処分場跡地の指定区域

7 交通ネットワークについて

地域社会（交通混雑）の調査地点は、工事用車両及び来園車両が最も多く通行する県道402号（阿久和鎌倉）と図7-1に示す周辺の交通ネットワークを重ね合わせ、設定しました。県道402号（阿久和鎌倉）のうち、対象事業実施区域に最も近い主要な交差点として、北側の立場、南側の深谷の2地点を設定しました。また、外周道路ができるこにより、新たな交差点ができる2地点も設定しました。最後に、交差点としては小さいながらも、比較的交通量の多い深谷交番前の交差点の1地点も設定し、計5地点を設定しました。なお、調査地点は、公園整備事業方法書P6-28~6-30（「6.13 地域社会」）、墓園整備事業方法書P6-27~6-29（「6.12 地域社会」）に示すとおりです。

また、外周道路の将来交通量は、騒音、振動や地域社会（交通混雑）の予測条件として、準備書にて示します。



凡 例

- | | |
|--------------|---------|
| : 対象事業実施区域 | : 一般国道 |
| : 市 境 | : 主要地方道 |
| : 区 境 | : 一般県道 |
| : 自動車交通量調査地点 | |
| : 歩行者交通量調査地点 | |

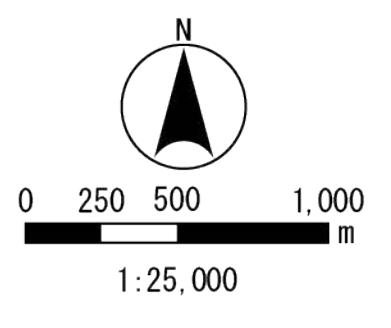


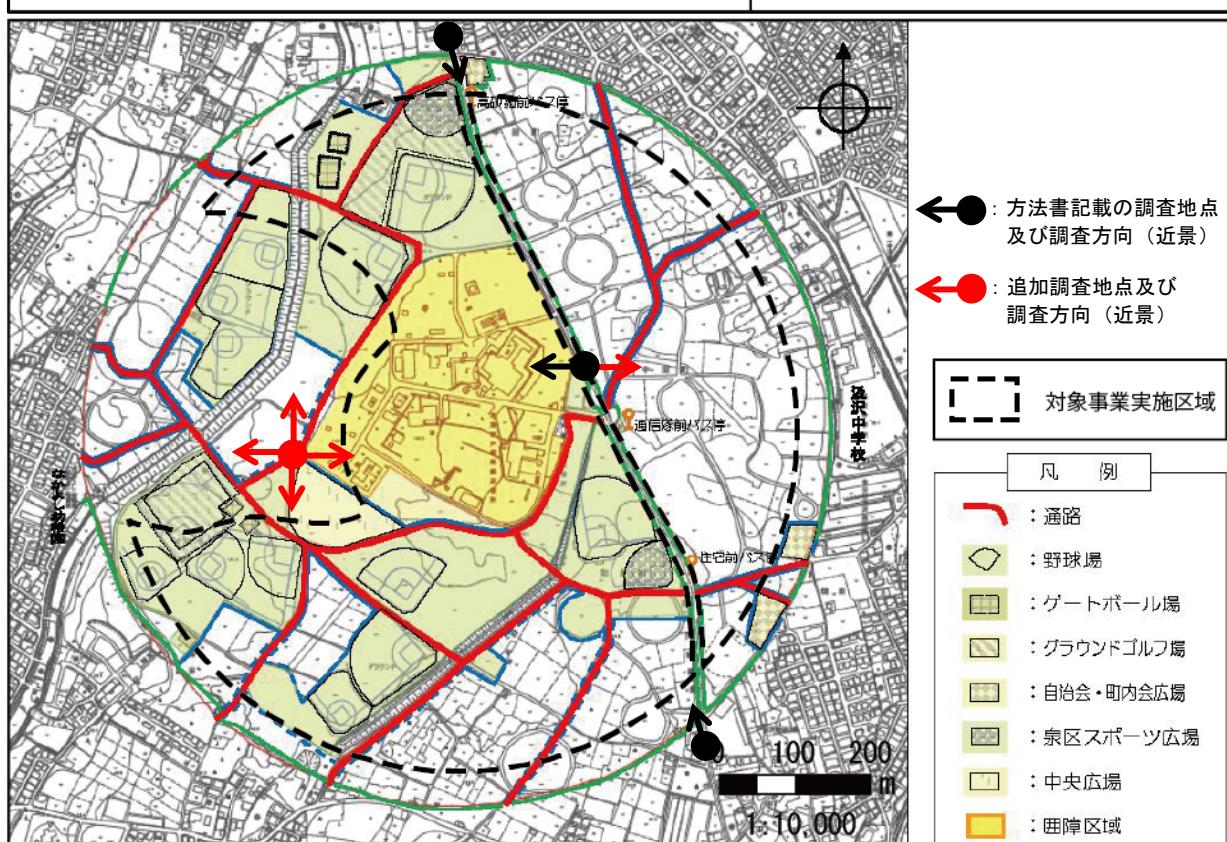
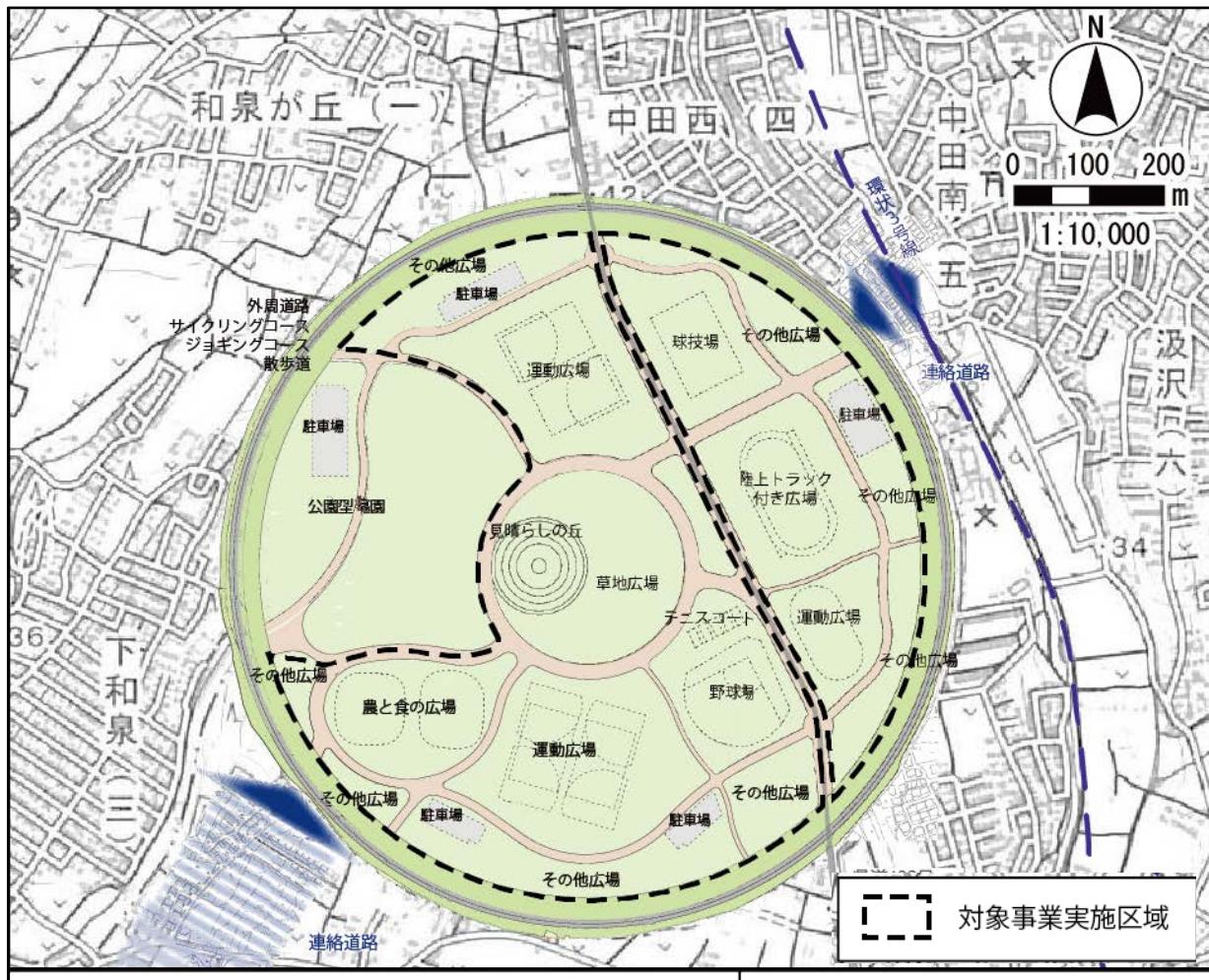
図 7-1 地域社会の調査地点

8 景観の調査地点について

対象事業実施区域内の近景の調査地点として、図 8-1 に示す施設配置計画をもとに、公園内に設置が検討されている見晴らしの丘のおおよその位置を調査地点として追加しました。設定した調査地点から複数方向の調査を行います。調査地点は、図 8-2 に示すとおりです。

なお、見晴らしの丘から河川方向も視認できるため、河川景観の変化についても把握できると考えています。

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。



9 觸れ合い活動の場の調査地点について

触れ合い活動の場の調査地点は、深谷通信所跡地中央広場に 1 地点設置するほか、ご指摘を踏まえ、深谷通信所跡地中央広場以外の立ち入りが可能である広場及び通路といったオープンスペースについても、活動特性、利用状況等も考慮し、県道 402 号（阿久和鎌倉）を境界として西側・東側のエリアで分けて、合計 3箇所で調査を実施します。なお、運動施設は不特定多数の人が使う施設ではないため、調査対象外としています。

調査地点は図 9-2 に示すとおりです。

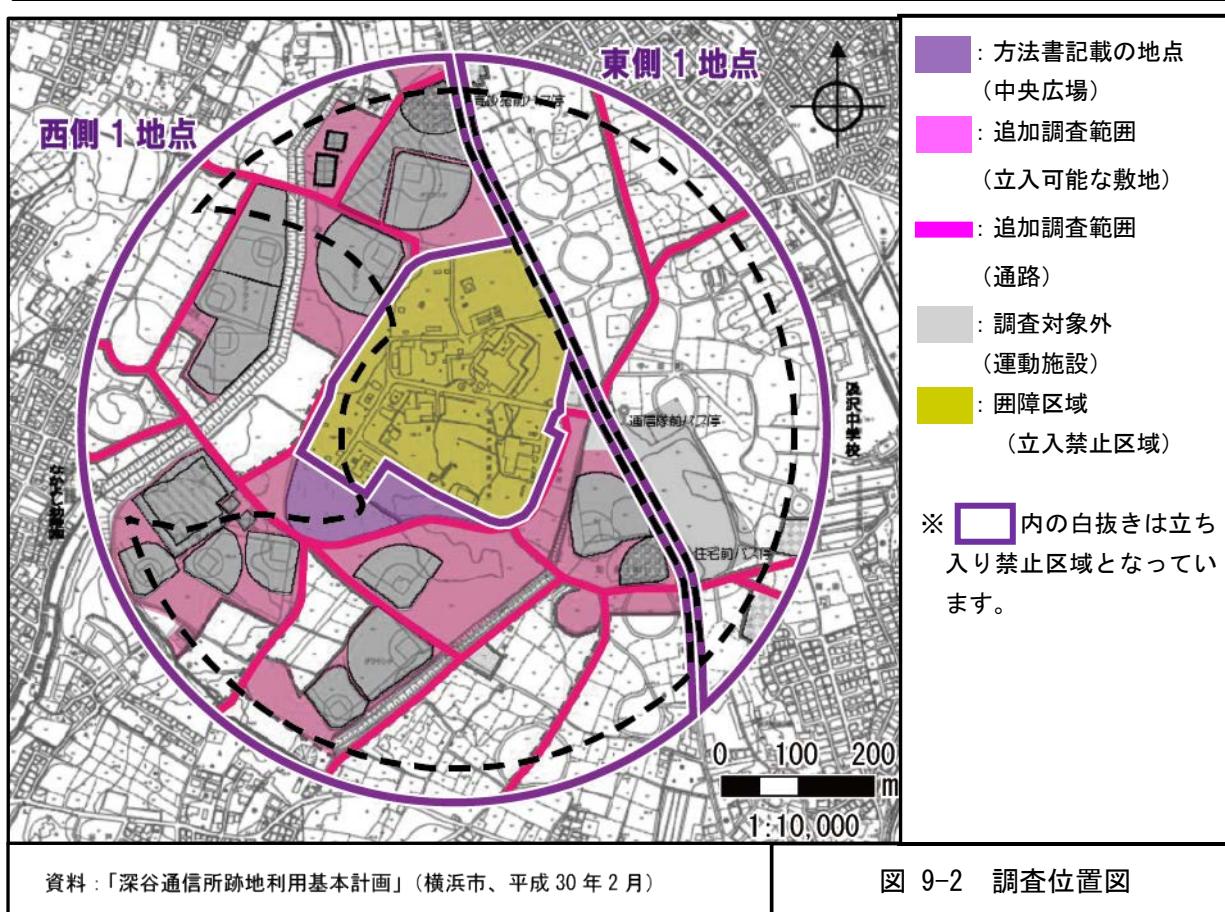
なお、方法書 P2-4 に記載しているとおり、現在、深谷通信所跡地の土地は、国が管理しており、一部を本市が国から借り受け、管理しています。本市が借り受けている部分については、野球場、ゲートボール場、グラウンドゴルフ場、地域の広場及び市民生活上必要な通路として暫定利用されています。中心部は囲障区域となっており、返還後も立入りが禁止されています。

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。



資料：「深谷通信所跡地利用基本計画」（横浜市、平成 30 年 2 月）

図 9-1 施設配置計画図



資料：「深谷通信所跡地利用基本計画」（横浜市、平成 30 年 2 月）

図 9-2 調査位置図